

平成23年度第3回美幌町自治推進委員会開催結果概要

- 1 開催日時 平成23年11月28日（月） 18:00～19:55
- 2 開催場所 しゃきっとプラザ会議室
- 3 出席者 委員～菅野委員、早田委員、清野委員、西島委員、稲垣委員、元木委員、
大野委員、井上委員
町 ～浅野総務部長、平井政策財務主幹、後藤政策担当主査
佐久間政策担当

4 概要

(1)開会

(2)会長挨拶（町長公務出張中のため副町長から挨拶）

お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、前回の会議で諮問を受けた住民投票制度について、協議していきたいと思いま
すのでよろしく願いいたします。

(3)議題

①美幌町住民投票条例（素案）について

<論点1>住民投票の対象となる事項

【清野委員】

第2条の(5)が曖昧だと思う。この規定を設けるのであれば、他の条文は必要ないのでは
ないか。

【稲垣委員】

第2条の(1)から(4)は、当然のことであるが、分かりやすくするために規定してい
るといふことなのか。

【事務局】

ネガティブリストを規定しないのであれば、ポジティブリストを規定し、対象とする事項
を広く規定することになり、条例に規定されている署名数が集まればすべて住民投票の対象
となる。例えば、税金が高いので安くするといった内容でも住民投票が行われることになる。
税金は、住民にとって最も関係が深いものであるが、町の財源の根幹を成すものである。ま

た、使用料は、使用者が負担することが原則であり、使用料を下げるとその分は税金で賄うことになることから、使わない方の負担が増えることになる。この条例（素案）では、すべての事項を対象とはしていない。また、（５）は今は想定できないものに対応するために規定したもの。

【清野委員】

（５）の「適当でない」と認められる事項」を判断するのは誰になるのか。

【事務局】

最終判断は、町長がすることになる。しかし、その前段で自治推進委員会などで議論することが必要。

【菅野会長】

ネガティブリストを規定していない自治体は極めて少ない。選択肢２としてよろしいか。
→委員了承

<論点2> 請求資格者及び投票資格者

（１）町内在住要件

原案のとおり了承

（２）外国人の範囲について

【事務局】

本日お渡しした資料（「出入国管理及び難民認定法による本町への登録人数」）の、別表１の教育欄の１名に該当するのは、AETである。また、研修欄に該当する２４名は、企業に研修に来ている外国人である。これらの方については、投票権はないが、その下の別表２に該当する方に投票権を認めるというもの。該当者は、１７名である。外国人に投票権を認めている自治体の中には、別表第２の永住者のみに認めているパターンと、別表２すべてに認めているパターンがある。

【菅野会長】

みんなで創る自治基本条例町民会議の議論の中でも時間をかけて議論した。その中では、永住者及び特別永住者に限定せず別表２に規定されている永住者の配偶者にも投票権を認めるべきとの意見が多かった。それを受けての今回の提案だと思う。皆様のご意見を伺いたい。

→選択肢２で委員了承

（３）外国人投票資格者の登録方法

【菅野会長】

川崎市では、外国人登録票により職権で外国人を投票者名簿に登録することになっている。

【事務局】

外国人登録原票を住民投票の投票者名簿の登録に使えるかどうかは、法律の解釈によって違ってくる。まだ、この件についての判例がないため、違法なのか否かを判断する材料がない。したがって外国人登録原票により職権で登録するのではなく、希望者による登録制としたい。

【大野委員】

住民投票の対象になる17名の外国人にはどうやって周知するのか。

【事務局】

個別に説明することが可能な人数であると思う。説明した上で、希望者に登録してもらうことになる。また、1回登録した方は、権利がある間は有効となる。

【大野委員】

最初は登録しなかった方でも、後から登録することは可能なのか。

【事務局】

可能だ。登録しなかった方にも住民投票を実施する際には、再度お知らせすることが必要であると考えている。

【会長】

選択肢2としてよろしいか。

→委員了承

<論点3>住民投票の形式

【井上委員】

3つ以上の選択肢による住民投票であれば、一度3つの選択肢で住民投票を行い、その後選択肢2つに絞り再度住民投票を行わなければならないことも想定される。

【事務局】

岸和田市、大和市などが3つ以上の選択肢を認めている。当初は選択肢3で考えていたが、首長が認めた場合に複数の選択肢で住民投票を実施するということになると、判断基準が明確にならないため、個人の感覚になってしまう可能性があることから、選択肢1とした。

【西島委員】

大和市は、住民投票の対象となる事項の範囲を広くしているの、ここで歯止めをかけているのではないか。

【清野委員】

庁舎の建設に賛成か反対かという住民投票と、改修か反対かという住民投票が同時に請求された場合は、どちらかしか実施されないということか。

【事務局】

同一の主旨の内容であれば実施できない。庁舎を建てるという議論が発生した段階で、改修するのか新築するのかという議論はされているはず。住民投票は、議論を尽くして選択肢を2つに絞り込んだ後に最終手段として実施するものである。

【大野委員】

例えば、庁舎の建設にあたり候補地が2か所ある場合に、建設反対も含めると3つの選択肢が必要となる。

【早田委員】

建設するかしないかについて住民投票を実施し、その後どこに建設するかという住民投票は可能だと思う。

【大野委員】

そうだと思うが、相当な費用がかかる話であるため、出来る限り効率よく実施するべきだと思う。

【事務局】

通常の選挙であれば、1千万円ぐらいの費用が発生する。

【清野委員】

この制度を作ると決めたのであれば、あまり費用にこだわる必要はないと思う。

【事務局】

二段階で実施することもあり得るが、候補地が2か所あるのであれば、住民投票を実施する前段で議論されると思う。

【菅野会長】

選択肢1の二者択一としてよろしいか。

→委員了承

<論点4>住民投票と選挙の投票日が重なった場合

【清野委員】

経費を考えると同日に実施しても良いのではないか。

【稲垣委員】

同時に選挙運動と住民投票運動が行われると、選挙違反などの区別が難しくなる。

【事務局】

確かに同日に実施した方が経費は安くなるが、住民投票と選挙の投票場所は同じ投票所の中でも分けなければならぬため、他の経費が発生する。また、問題は選挙運動と住民投票運動の区別をどうするかということだ。

同日に実施する規定を設けている自治体は、緊急な場合は同日でなくても実施できることになっている。

【井上委員】

同時に選挙運動されると、住民は混乱する。住民投票運動を選挙運動と誤解することもあり得る。

【事務局】

住民が混乱してしまうような制度は避けたい。

【稲垣委員】

この制度の透明性を高めるためには、同日に実施しない方が良いと思う。

【菅野会長】

制度の透明性の確保と住民の混乱を避けるため選択肢1としてよろしいか。

→委員了承

<論点5>情報の提供

【井上委員】

中立性とあるが、町長の個人的な感情が入らないのか。

【事務局】

情報の発信を住民がチェックすることは必要。今後、規則の中で考えていきたい。

【清野委員】

賛成派と反対派のどちらか盛り上がった方に流されてしまう傾向にあると思う。町長も意見を言う機会を設けるべきではないか。行政が公平に情報提供したとしても、町長が何か言うと「公平ではない」と言われてしまうことも想定される。

【事務局】

情報提供の手法のひとつとして討論会などがあるが、そこでは町長も意見を言うことができる。広報やHPなどは、公平なものが必要という考え。

【菅野委員】

選択肢3は、論外である。選択肢2は、委員の選任などが非常に難しい。選択肢1とした方がよろしいか。

→委員了承

<論点6>住民投票運動

【清野委員】

野田市で規定している罰則とはどのようなものか。

【事務局】

罰金を設けている。全国で初めて住民投票条例に罰則が規定された。また、買収や脅迫はこの制度の罰則規定以前の話である。

【菅野会長】

注意喚起はどこが実施するのか。

【事務局】

規則でどこに委任するかということになる。

【菅野会長】

投票管理者や開票管理者は投票運動ができないことになっているのはなぜなのか。

【事務局】

ここも迷ったところであるが、投票運動を活発にやっていた方が投票所で事務をやっているのは、住民投票結果についての信頼を失う可能性があることから投票管理者や開票管理者に投票運動の制限を設けた。また、住民投票制度を簡潔なものにできないか検討したが、住民の生活に直結する重要な制度であることから、選挙に準じた制度とした。

【井上委員】

罰則がなくて大丈夫なのかという不安もある。

【稲垣委員】

住民投票が実際に行われた場合に、不都合があれば条例を改正することもできる。

【菅野会長】

選択肢2とてよろしいか。

→委員了承

<論点7>投票資格者名簿の作成

【事務局】

投票者名簿を随時更新はしないが、年に1度は人数を集計してお知らせする予定。

【菅野会長】

選択肢2としてよろしいか。

→委員了承

<論点8>投票の方法

【大野委員】

前回説明いただいたが、もう一度議論経過を説明してほしい。行政内部の議論の中で、選択肢3から選択肢2へと変わったということだが、個人的には選択肢3の方が分かりやすい

と思っている。

【事務局】

庁内のワーキンググループで検討した結果を踏まえて、上の組織である庁内推進委員会に選択肢3でどうかと提案したが、庁内推進委員会で協議した結果、選択肢2となった。

【稲垣委員】

選択肢3にして、「さんせい」、「はんたい」とフリガナを振れば良いと思う。

【清野委員】

選挙と同じサイズの用紙であれば、選択肢3でも十分に分かると思う。

【菅野会長】

今回欠席されている宮田委員からは、選択肢2が年齢に関係なく分かりやすいのではないかという意見をいただいている。

【稲垣委員】

「○」又は「×」を書くとなると、後ろから見ても動作でどちらを書いたか分かってしまう可能性がある。

【早田委員】

選択肢2では、他事記載が増えると思う。

【井上委員】

選択肢2の方が分かりやすいと思うが、例えば、○を書くことが困難な方が「賛成」にチェックを入れた場合には有効になるのか。

【事務局】

開票管理者が最終的には決定することになる。今後、何が有効で何が無効かということも詰めていかなければならない。出来る限り無効票は減らし、意志が明確であれば有効にしたと考えている。

【菅野委員】

選択肢3との意見が多いため、選択肢3としてよろしいか。

→委員了承

<論点9>投票の成立要件

【事務局】

成立要件を設けているところの多くは、1/2以上の投票で成立としている。また、無効となった場合も開票する自治体と、無効の場合は開票しない自治体がある。

【大野委員】

町議選挙の投票率はどれぐらいか。

【事務局】

町議選挙で70%ぐらいだったと思う。

【稲垣委員】

今年は72.2%であった。町長選があればもっと高いはず。

【菅野会長】

町長選があれば80%は超える。

【事務局】

住民投票を実施するためには、1/4以上の署名が必要となるため、署名した方が全員投票するとそれだけで25パーセントを超えることになる。投票率も含めて投票結果を尊重するという事。また、みんなで創る自治基本条例町民会議では、ボイコット運動が発生することを懸念し、成立要件は設けないという意見が多かった。

【菅野会長】

町民会議では、投票率を下げて住民投票を成立させないために投票に行かないというボイコット運動が起こる可能性があるということが議論された。

【大野委員】

極端な話しをすると、投票率が49%で、その全員が賛成という可能性もある。それは、開票しないと分からないため、投票率に関わらず開票はすべきだと思う。

【菅野会長】

ボイコット運動が起こる可能性があること、また、諮問型の住民投票制度であることから成立要件は設けないこととしたい。

→委員了承

<論点10>再請求等の制限期間

【稲垣委員】

制限期間を設けることは必要だが、2年という期間が適当なのかということ。

【菅野会長】

川崎市では、制限期間を設けていない。

【事務局】

川崎市は人口が多いため、簡単に再請求はできないと思う。

【大野委員】

遠軽町では、住民投票が成立した場合のみ再請求を制限している。

【事務局】

遠軽町は、成立要件を設けているため、成立しなければ開票されないことから、再請求を制限していない。

【菅野会長】

2年という期間についての意見はあるが、妥当と認め、選択肢2としてよろしいか。

<その他>

【早田委員】

住民投票を実施するとなると自治推進委員会の役割はあるのか。

【事務局】

直接関係することはないが、意見を聞くことはあるかもしれない。

(3) その他

【菅野会長】

今回の意見をまとめて町長へ答申することになる。また、この委員会は、町長に提言していく役割もあるため、これから委員会として何ができるのかそれぞれ考え方を整理しておいてほしい。